

平成 27 年度

補助事業の概要

平成 27 年 4 月

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

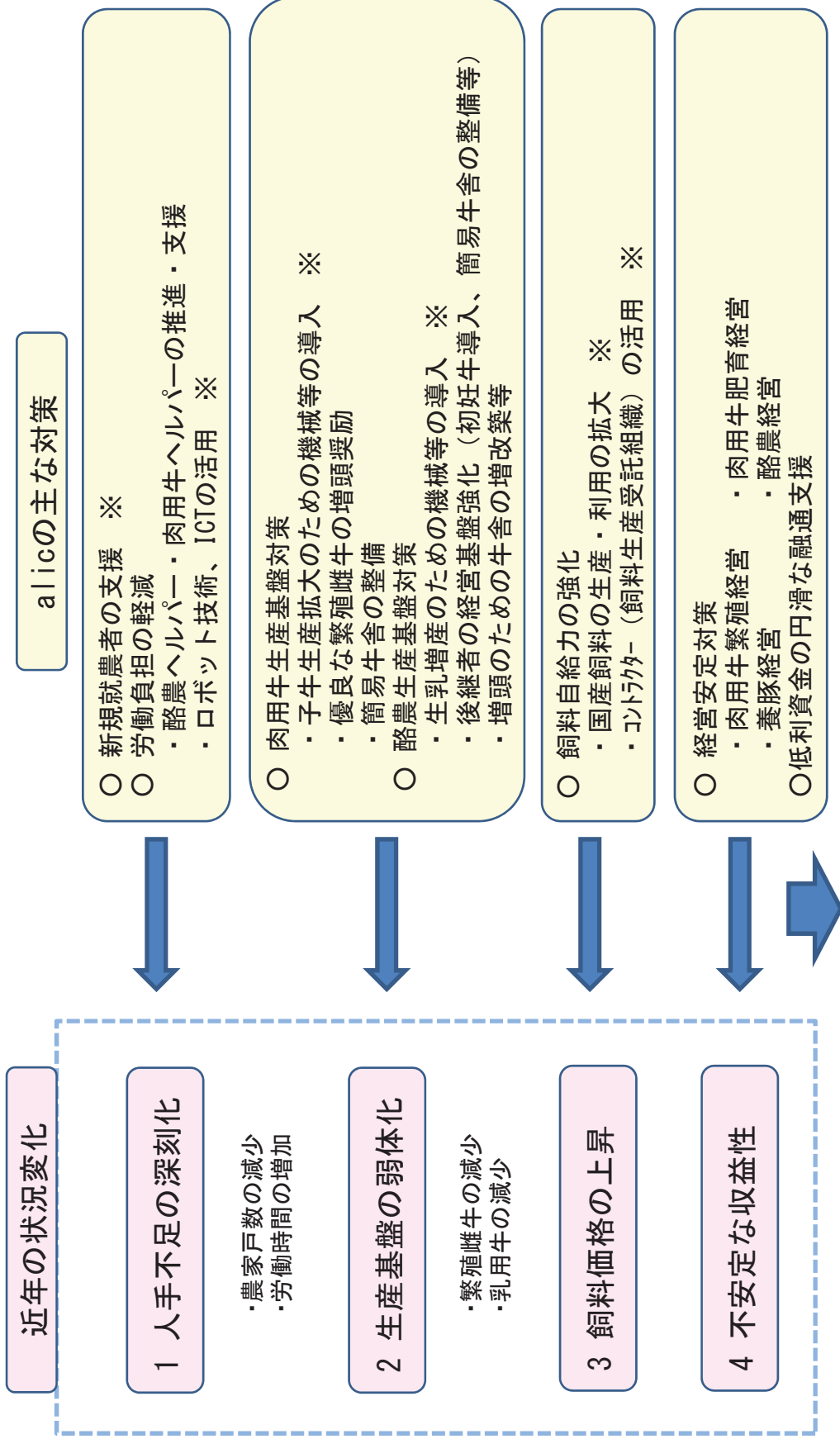
《畜産業振興事業》

1	A L I Cの畜産関係事業について	1
2	畜産・酪農経営安定対策	
	加工原料乳生産者経営安定対策事業	3
	肉用牛繁殖経営支援事業	4
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	5
	養豚経営安定対策事業	6
3	その他対策	
	酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業	7
	生乳流通合理化促進事業	8
	酪農経営安定対策補完事業	9
	肉用牛経営安定対策補完事業	10
	食肉流通改善合理化支援事業	11
	養豚経営安定対策補完事業	12
	畜産高度化支援リース事業	13
	畜産特別支援資金融通事業	14
	畜産動産担保融資活用推進事業	15
	家畜防疫互助基金支援事業	16
	国産畜産物安心確保等支援事業	17
	畜産副産物適正処分等推進事業	18
	畜産経営安定化飼料緊急支援事業	19
4	配合飼料価格高騰に係る緊急対策	
	配合飼料価格安定基金運営基盤強化事業	20
5	平成24年度補正予算に係る対策	
	飼料穀物備蓄対策事業	21

6 平成 26 年度補正予算に係る緊急対策	
畜産収益力強化緊急支援事業	22
<<野菜農業振興事業>>	
野菜農業振興事業について	23
緊急需給調整事業	24
契約野菜収入確保モデル事業（PQモデル事業）	25
加工・業務用野菜生産基盤強化事業	26

ALICの畜産関係事業について

畜産生産基盤の強化 / 生産者の経営安定について



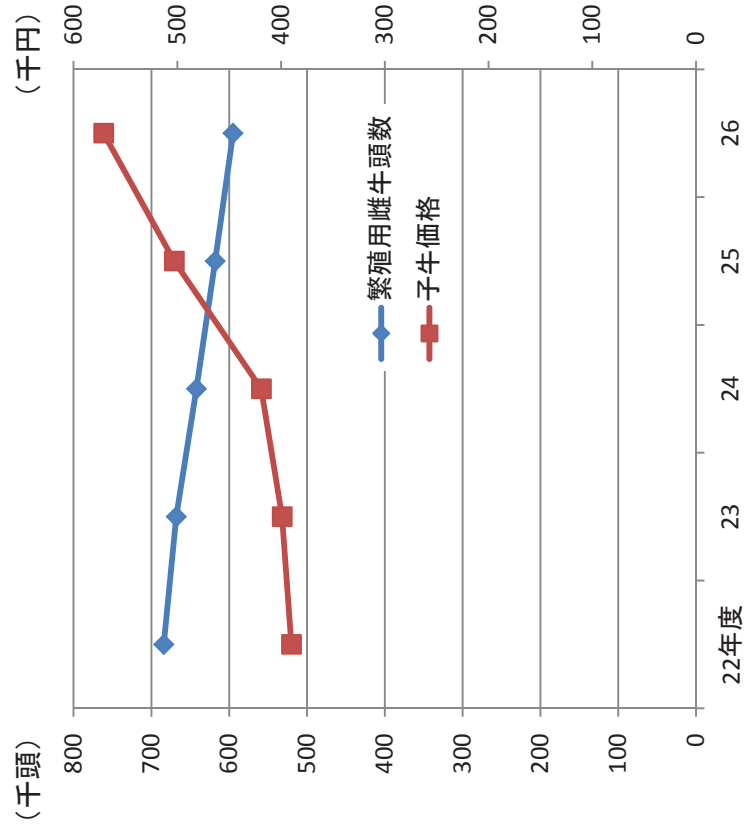
**生産基盤の強化
畜産物の安定的な供給**

※ 国が推進する畜産クラスター（地域全体で収益性を向上させるための取組）に係る計画に位置付けられた中心的な経営体のコスト低減等に必要
な機械等のリース方式による導入事業

畜産生産基盤の弱体化

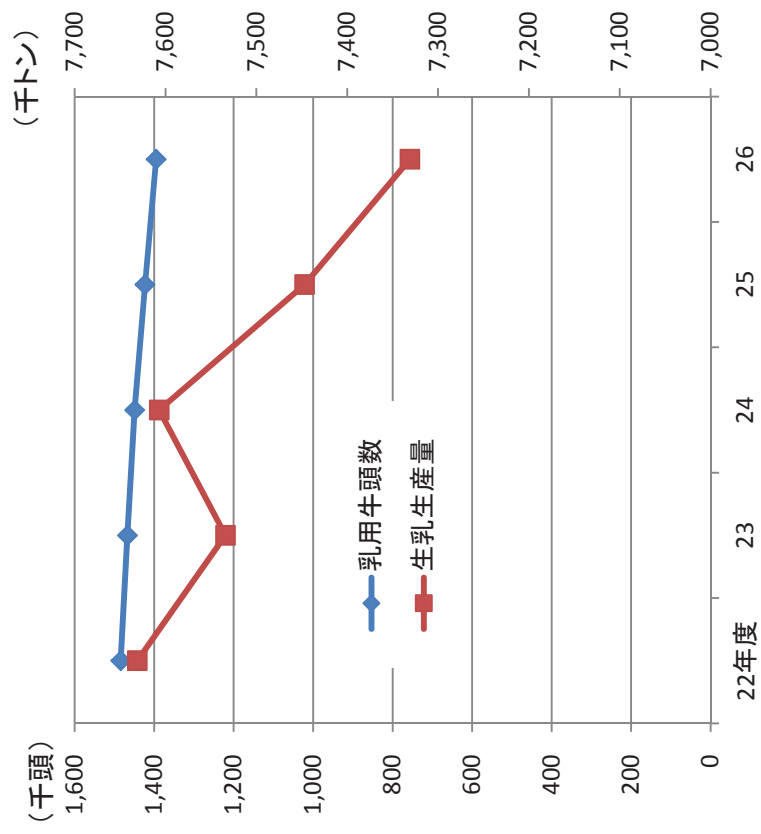
肉用牛

26/22年度 繁殖用雌牛頭数 ▲13%
黒毛和種子牛価格 +146%



酪農

26/22年度 乳用牛頭数 ▲6%
生乳生産量 ▲4%



【平成27年度】

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

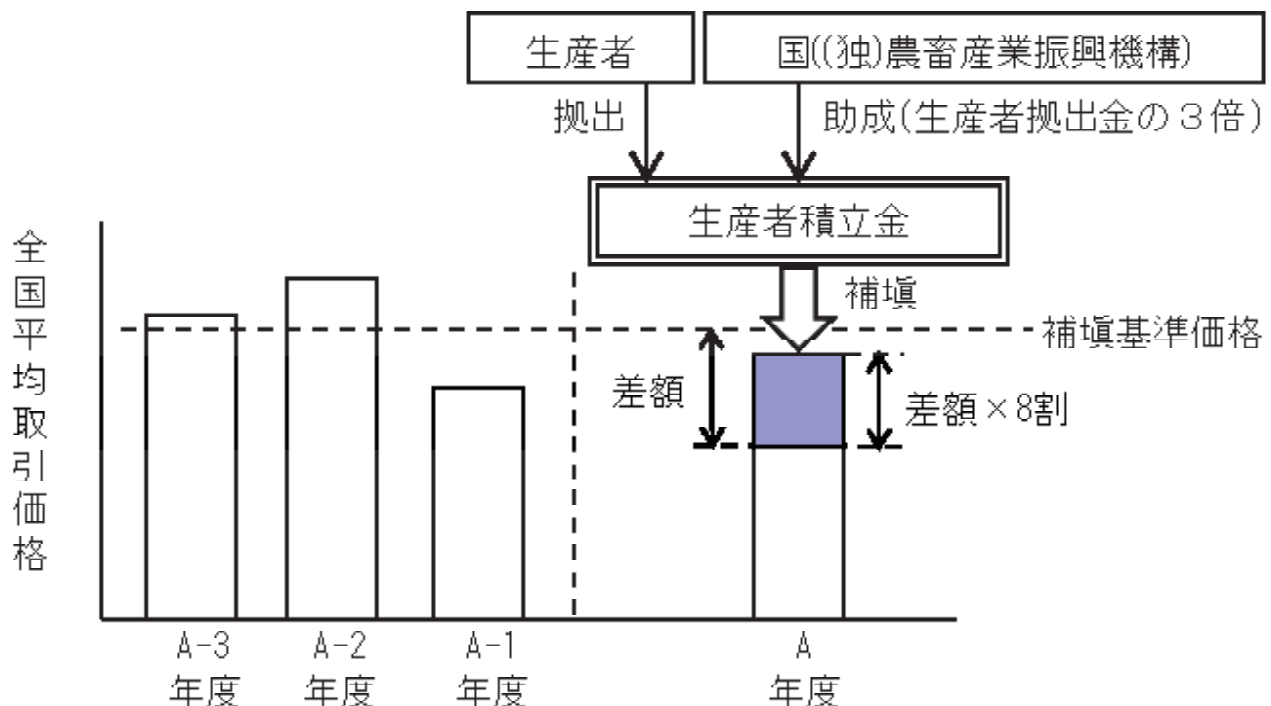
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳）の取引価格が各々の補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間：平成25～27年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



肉用牛繁殖経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補填することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準（家族労働費の8割を補償するものとして設定）を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

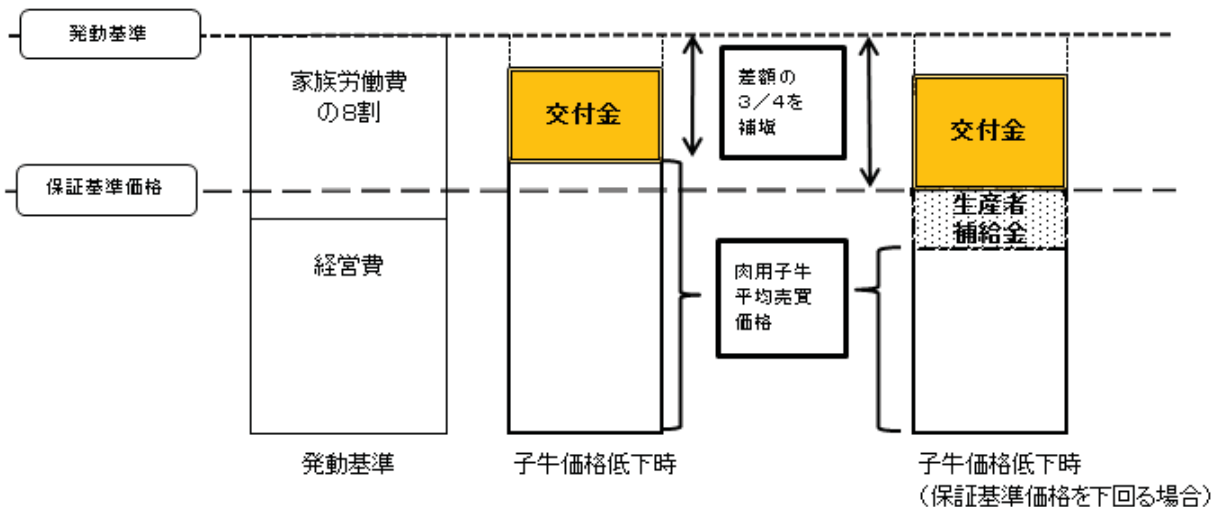
(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

(2) 発動基準 (26年度以降)	品 種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
	発動基準	42万円	38万円	28万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格（ただし、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格）の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間 : 平成25～27年度（3年間）



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額（補助率） 15,877百万円（定額）

【平成27年度】

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補填することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する(25～27年度)。

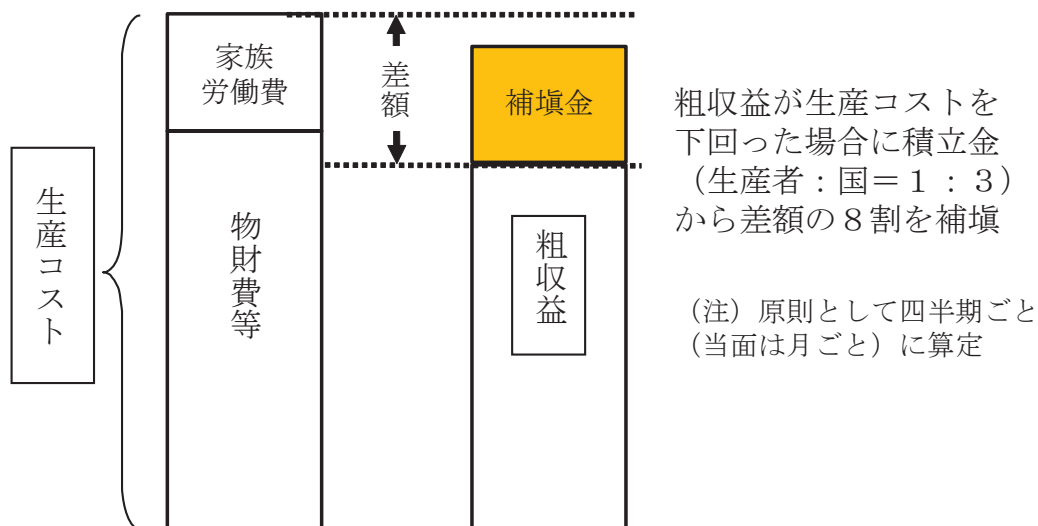
- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 積立割合 | 生産者：国＝1：3 |
| (2) 事業実施期間 | 平成25～27年度（3年間） |
| (3) 補填金 | 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割 |
| (4) 対象品種 | 肉専用種、交雑種、乳用種（3区分） |
| (5) 対象者 | 肥育牛生産者 |

3 事業実施主体

民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額（補助率）

86,942百万円（定額、3／4以内）



◎ 一部の県において地域算定をモデル的に実施

【平成27年度】

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

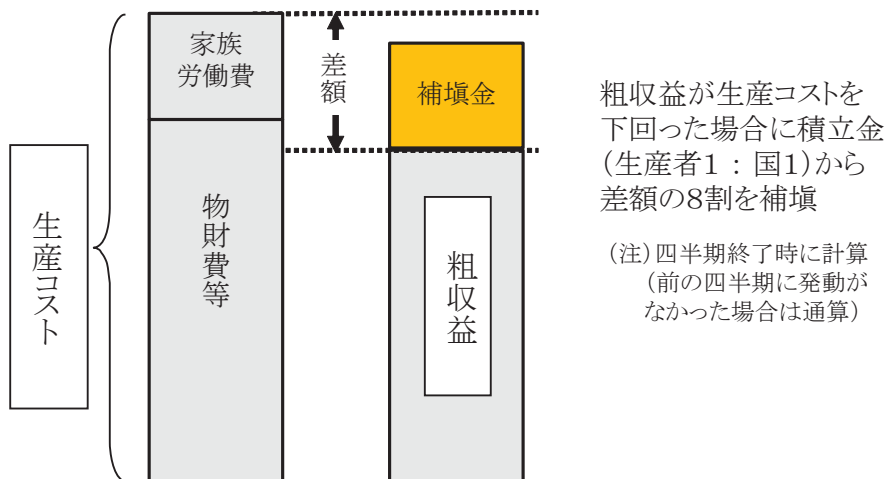
四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付する。

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

- (1) 積立割合 生産者：国＝1：1
- (2) 事業実施期間 平成27～29年度（3年間）
- (3) 補填金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割
- (4) 対象者 肉豚生産者（耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者）

3 事業実施主体 養豚事業者

4 所要額（補助率） 9,966百万円（1／2以内、定額）



【平成27年度】

酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業（新規）

1 事業の目的

我が国の酪農生産基盤が弱体化し、生乳生産への影響が懸念されるため、生産者集団等が行う生乳生産基盤の確保・強化のための取組を支援することにより、各地域の飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、酪農経営の競争力強化に資する。

2 事業の内容

(1) 酪農生産基盤の強化

生産者集団等が次の取組を行う場合に、費用の一部を支援する。

① 後継者の経営基盤の強化

担い手と位置付けられた後継者に対する、初妊牛の導入（50,000 円/頭）、簡易牛舎の整備、畜舎の増改築への支援

② 乳用牛の円滑な継承の推進

地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内の酪農家で継承する場合の奨励金（32,000 円/頭）の交付

③ 増頭対策の推進

乳用牛の増頭を図るための畜舎改修資材の共同購入や簡易施設・装置の導入

④ 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るための技術指導や関連資材・機材（例：扇風機等）の共同購入等

⑤ 繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上

ア 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼養管理の向上を図るための飼料の分析・設計及びこれらに基づく技術指導

イ 乳用牛の衛生的で健康・快適な飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善

ウ 乳房炎による生乳生産量の減少を防止するための搾乳機器の点検（15,000 円/戸以内、1/2 相当定額）・補改修、牛群検査

(2) 女性・リタイア世代等の就農・定着等の推進

担い手となる女性・リタイア世代等の就農・定着化を図るための交流ネットワークの構築、就農促進等の取組を推進する。

(3) 酪農理解醸成等による生乳需要基盤の確保の推進

① 国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者・流通業者等に対して行う酪農理解醸成活動等の取組を推進する。

② 乳和食等の新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求等の国産牛乳乳製品の消費拡大・定着の取組を推進する。

③ 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するために行う技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

3 事業実施主体

2の(1)：(一社) 中央酪農会議

2の(2)：(公社) 中央畜産会

2の(3)の①：(一社) 中央酪農会議、全国酪農業協同組合連合会

2の(3)の②：(一社) Jミルク

2の(3)の③：(一社) 中央酪農会議

4 所要額（補助率）

1, 205百万円（定額、1/2以内）

【平成27年度】

生乳流通合理化促進事業（新規）

1 事業の目的

酪農家の点在化、乳業工場の再編等に伴う集乳及び送乳距離の増加や、人件費高騰等に伴い、集送乳に係る生乳の流通コストの上昇が課題となっている。このため、生産者団体等が一体となって生乳流通の合理化を検討・計画し、生乳流通の合理化に資する機器を整備することを支援することにより、生乳の流通コストの削減を図り、もって酪農経営の収益性の改善に資する。

2 事業の内容

（1）生乳流通合理化体制整備

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、単位農協、農協連及び指定団体（以下「生乳生産者団体」という。）並びに行政機関等を構成員とした協議会における、現状の集送乳コスト構造の分析、コスト低減方策の検討等を内容とする「生乳流通合理化計画」の検討・作成を支援する。

（2）生乳流通合理化機器リース

（1）の「生乳流通合理化計画」に基づき、生乳生産者団体が、タンクローリーの大型化による集送乳路線の削減や隔日集荷の普及拡大による走行距離の短縮、生乳検査の効率化等の生乳流通の合理化（集送乳コストの削減）を図るために必要な、生乳流通関係機器のリース導入を支援する。

3 事業実施主体 (一社) 中央酪農会議

4 所要額（補助率） 582百万円（1／2、1／3以内）

酪農経営安定対策補完事業

1 事業の目的

酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進するとともに、生涯生産性に優れた乳用牛の改良を進めるため、牛群検定による長命連産性の改良に関するデータや泌乳持続性に関するゲノミック評価のためのSNPデータの収集、分析を支援することにより、酪農経営におけるゆとりの創出や生産性向上を図る。

2 事業の内容

(1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（※事業実施期間：平成26～28年度）

① 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

ア 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修、他団体等が実施する研修への参加を促進する。

イ ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援する。

ウ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援する。

エ 業務拡大に必要な免許取得を支援する。

オ コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保について支援する。

② 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化

傷病時（病気、事故、育児等）にヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合又は都道府県団体を支援する。

③ 酪農ヘルパー利用組合の強化等

ア 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等を支援する。

イ ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入を促進する。

ウ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援する。

エ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

(2) 牛群検定システム高度化支援事業

① 生産寿命・繁殖成績の向上

生産コストを低減する長命連産性に関する改良を図るため、肢蹄に関する遺伝的能力評価精度の向上に必要な画像情報による肢蹄状況データ等を収集・分析する取組を支援する。

② 遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上

ピーク時の乳量が維持される泌乳持続性の高い乳用牛の改良を進めるため、牛群検定組合等に対し、ゲノミック評価に用いるSNPデータを収集する取組を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)：都道府県団体、(一社)酪農ヘルパー全国協会

2の(2)：都道府県団体、(一社)家畜改良事業団

4 所要額（補助率） 1, 186百万円

うち(1) 771百万円（定額、1/2以内、2/3以内）

うち(2) 415百万円（定額、1/2以内）

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖経営への新規参入や繁殖雌牛の増頭の取組等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策

① 地域の肉用牛生産基盤強化対策

ア 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。

増頭奨励金は、8万円/頭と10万円/頭（能力の高い牛）。

イ 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。

優良繁殖雌牛の導入奨励金は、4万円/頭と5万円/頭（能力の高い牛）。

ウ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備に対して支援を行う。

エ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。

オ 多様な担い手の育成を支援する（新規）。

カ 特定地域における肉用牛の処理を支援する（新規）。

② 新規参入円滑化等対策

肉用牛繁殖経営への新規参入を促進するため、前年度に本事業を活用して就農した新規参入者等に農協等が繁殖雌牛を貸し付ける場合に支援を行う。

(2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組を支援する。

② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

(3) 肉用子牛流通等対策

① 肉用牛流通促進対策

家畜商組合等が行う肉用子牛等の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。

② 肉用牛導入保証支援

家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)：(一社) 全国肉用牛振興基金協会、(公社) 中央畜産会

2の(2)：都道府県団体、全国肉牛事業協同組合

2の(3)：(一社) 日本家畜商協会、中小企業等協同組合

4 所要額（補助率） 3,441百万円（定額、1/2以内等）

【平成27年度】

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

国産食肉と輸入食肉との一層の競争が増す中で、消費者の低価格志向、食中毒事故等に起因する牛肉を中心とした需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出、生食用牛肉の需要回復等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備の改善の取組を支援する。

(2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3) 食肉卸売経営の安定化

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、国産ハラール食肉の国内のイスラム教徒への販売網構築、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

(4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

(5) 国産食肉等新需要創出緊急対策

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった入札販売会等の取組を緊急に支援する。

(6) 生食用牛肉等提供体制緊急構築事業

国産牛肉等の生食需要を回復するため、生食用牛肉の加工基準に適合した食肉加工用機器の整備等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1):農業協同組合、民間団体等 2の(2):(公社)日本食肉市場卸売協会

2の(3):食肉卸売事業協同組合、(一社)日本食鳥協会、

(公財)日本食肉消費総合センター、生活協同組合等

2の(4)及び(6):全国食肉事業協同組合連合会

2の(5):(一社)全国肉用牛振興基金協会、(一社)日本食鳥協会

(公財)日本食肉消費総合センター、事業協同組合、農協等

4 所要額(補助率)

3,703百万円

(定額、2/3以内、1/2以内、1/10以内)

【平成 27 年度】

養豚経営安定対策補完事業

1 事業の目的

我が国の豚肉の生産においては、経済効率を高める観点から、約 8 割が 3 品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑による肉豚生産が行われている。

配合飼料価格の高騰や国際競争が激化する環境の中で、我が国の養豚の発展のためには、3 品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上と効率的利用が重要な課題の一つとなっている。

併せて、養豚経営の安定化を図るためには、人工授精の普及などにより、更なる経営コスト削減及び生産性の向上を図っていくことが必要である。

このため、各地域における能力向上に必要な純粋種豚等の導入、人工授精技術の導入及び技術向上など経営コスト削減や生産性向上への取組を推進し、養豚経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 地域肉豚能力向上支援

地域の生産者集団等において、配合飼料の節減など生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚又はその精液について、海外を含めた他地域からの導入を支援する。

（純粋種豚導入は 10 万円/頭、精液導入は 1 万円/本が上限）

(2) 生産性向上支援

経営コストの削減や生産性向上の観点から、高度な人工授精技術などの導入のための研修会開催や、先進的な経営改善の取組の普及活動に対し支援する。

3 事業実施主体 (一社) 日本養豚協会、都道府県団体、生産者集団 (3 戸以上)

4 所要額 (補助率) 130 百万円 (1/2 以内、定額)

【平成27年度】

畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。

(2) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業実施主体 (一財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 1,755百万円

【平成27年度】

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金

① 大家畜・養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、都道府県畜産協会等が行う経営改善指導及び都道府県農業信用基金協会が行う債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は平成26年12月19日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期限：大家畜	1.5年以内		2.5年以内	
：養豚	7年以内		1.5年以内	
：うち据置期間	3年以内		5年以内	
貸付利率	0.80%以内			

注：残高借換を行うことができるのは平成29年度のみ。

・融資枠（平成25～29年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している大家畜経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件（利率は平成26年12月19日現在）

償還期限：大家畜	2.5年以内
：うち据置期間	5年以内
貸付利率	0.80%以内（但し、貸付当初2年間は無利子）

・融資枠（平成27年度）200億円

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

・貸付条件（利率は平成26年12月19日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000万円 法人：8,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛65千円、肥育豚13千円、繁殖豚26千円、家きん52千円、繁殖用めん羊及び山羊13千円	(100羽当たり) 家きん52千円
償還期限	5年以内	3年以内	
：据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率	1.025%		1.025%以内

・融資枠（平成24～28年度）50億円

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

5 所要額 1,999百万円

【平成27年度】

畜産動産担保融資活用推進事業

1 事業の目的

畜産経営の安定や生産基盤強化を図るために必要とする資金について、安定的かつ円滑な調達を期するため、担保や保証人によらず、融資機関が事業収益資産の内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金の貸し出しを行うA B L（動産担保融資）という手法の一層の活用方法等について、調査及びモデル実証を行うことにより、畜産経営における資金調達の多様化を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産A B L導入マニュアルの充実

平成26年度に作成したマニュアルの現場における実用性を検証し、課題を抽出・整理するとともに、金融機関等関係者の意見を収集し、これらをマニュアルに反映し、充実を図る取組に対し支援を行う。

(2) A B L推進体制のモデル実証

平成26年度に作成した畜産A B L導入マニュアルの実用性を検証するため、マニュアルに則って行う畜産経営と融資機関のマッチング、経営モニタリング体制・貸倒時の家畜の飼養・処分体制構築等を行う畜産A B Lのモデル実証の取組に対し支援を行う。

3 事業実施主体

2の(1)：(公社)中央畜産会

2の(2)：都道府県団体

4 所要額（補助率） 46百万円（定額、1／2）

【平成27年度】

家畜防疫互助基金支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝搬力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。特に、口蹄疫については平成22年度に、高病原性鳥インフルエンザについては平成26年度に我が国においても発生が確認され、現在も周辺国において継続的に発生している状況である。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、経営再開までに必要な経費等を相互に支援するため、生産者が自ら基金を造成するとともに、伝染病発生時に本基金からの交付とALICからの交付を合わせた互助金を交付することにより、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促し、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会、(一社) 日本養鶏協会

4 基金規模

2,941百万円 (うち国費 1/2以内: 1,471百万円)

※国費分については、対象疾病が発生した場合のみ必要額をALICから支出

5 所要額 (補助率) 95百万円 (定額)

【平成27年度】

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) 緊急時生産流通体制支援事業

① 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組を支援する。

② 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及を支援する。

(3) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析・提供を支援する。

(4) 快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業

アニマルウェルフェアの国際的な動向に関する情報提供、アニマルウェルフェア向上に向けた検討等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)：(一社) 家畜改良事業団

2の(2)：(一社) 日本食鳥協会、(公財) 日本食肉消費総合センター

2の(3)：(公社) 中央畜産会

2の(4)：(公社) 畜産技術協会

4 所要額(補助率) 464百万円(定額、3/4以内、1/2以内)

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

(2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るため、レンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析に対する支援、化製業者のワークシェアに必要なクリーニング経費の一部を助成する。

(5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

3 事業実施主体 (一社) 日本畜産副産物協会、農業協同組合等

4 所要額(補助率) 6,736百万円(定額、10/10以内、1/3以内)

【平成27年度】

畜産経営安定化飼料緊急支援事業

1 事業の目的

- (1) 配合飼料価格は、平成24年秋以降の穀物価格の高止まり等による高騰が続いており、配合飼料価格安定制度の財源が不足し、平成25年度第2四半期（7-9月期）は十分な補填を行うことができない状況となった。
- (2) このため、配合飼料製造業者等が融資機関から資金を借り入れて、生産者向け配合飼料価格の抑制や支払期限の延長等に対応する取組を支援するため、特例的な措置として、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

2 事業内容

配合飼料製造業者等が市中銀行等から資金を借り入れて、生産者に対して独自の補填や給付金の交付、備蓄穀物の借入れによる原料コストの低減等により生産者向け配合飼料価格の抑制や支払い期限の延長等の取組を行う場合に、当該借入れに係る金利相当額を助成する。

3 貸付期間 平成25年度

4 償還期間 5年以内（償還期限：平成30年度）

5 事業実施期間 平成25年度～平成30年度

6 事業実施主体 (一社) 全国配合飼料供給安定基金
(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金
(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金

7 所要額（補助率） 32百万円（定額）

【平成27年度】

配合飼料価格安定基金運営基盤強化事業

1 事業の目的

- (1) 最近の配合飼料価格の動向は、平成24年秋以降の飼料穀物価格の上昇・高止まりから落ち着きを取り戻しつつあるが、引き続き高い水準が続いており、米国等の飼料穀物産地における不作等により再び上昇した場合、配合飼料価格安定制度は十分な補填財源を確保できなくなるおそれがある。
- (2) このため、平成27年度において同制度による基本的な機能の維持に必要な財源を貸し付け、運営基盤を強化する。

2 事業の内容 通常補填基金に対する補填財源の貸付を行う。

3 事業実施主体 (公社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額 (補助率) 13,460百万円 (定額)

飼料穀物備蓄対策事業

1 事業の目的

不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の供給ひっ迫に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄を行うことにより、配合飼料の安定供給を確保する。

2 事業の内容

飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん）を備蓄するために追加的に必要となる経費を助成。

3 事業実施主体

（公社）配合飼料供給安定機構

4 所要額（補助率） 2, 4 2 3 百万円（定額）
（平成24年度補正予算額 7, 1 5 3 百万円）

5 事業実施期間 平成24～27年度

【平成26年度補正予算】

畜産収益力強化緊急支援事業（新規）

1 事業の目的

我が国の畜産業においては、高齢化や離農が進む中、畜産農家戸数や家畜飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されており、畜産農家をはじめ地域に存在する各種支援組織や関係者が有機的に連携・結集し、畜産の収益性を向上させることにより競争力の強化を図る必要がある。

このため、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体における生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率の向上のために必要な機械等のリース方式による導入を支援することにより、畜産経営の収益性の向上や低収益部門の再編・合理化等を通じた畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 畜産経営強化支援事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者）の生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械等の導入支援を行う。

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（飼料生産受託組織）の飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械等の導入支援を行う。

3 事業実施主体

（一社）日本養鶏協会、（一社）全日本畜産振興事業中央会
（一社）全国鶏卵養鶏団体連合会、全国肉牛事業協同組合
全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会
全国酪農業協同組合連合会、（一社）日本養豚協会、
（一社）日本草地畜産種子協会

4 所要額（補助率） 15,000百万円（定額、1/2以内）

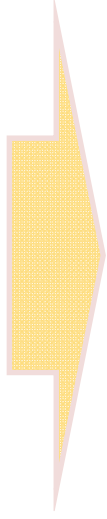
野菜農業振興事業について

野菜を巡る情勢と課題

主要野菜の生産・出荷の安定

価格低落時等の野菜生産者の経営への影響緩和(次期作の確保)

増大する加工・業務用需要への対応強化と契約取引の推進



野菜農業振興事業

緊急需給調整事業

契約野菜収入確保モデル事業

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

著しい価格低落、高騰時の産地調整、加工販売、市場隔離等への助成

加工・業務用の契約取引の推進への助成(収入補填、出荷促進、数量確保タイプ)

加工・業務用産地の作柄安定の技術導入等への助成

○ 指定野菜価格安定対策事業等、

○ 契約指定野菜安定供給事業等

【平成 27 年度】

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されていることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要である。

このため、これらの価格が著しく低落又は高騰した場合における緊急需給調整対策（産地調整、加工用販売及び市場隔離）の実施及び交付金の交付等により、生産者の次期作への生産意欲を維持することを通じて、野菜の生産及び出荷の安定を推進する。

2. 事業の内容

(1) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合、生産者と国の積立金（積立割合 1 : 1）から交付金を交付する。

(2) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、産地情報調査員の設置等を行う場合、補助する。

(3) 野菜緊急需給調整推進助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の円滑な実施を図るための事業を行う場合、補助する。

3. 事業実施主体 登録出荷団体、民間団体等

4. 所要額（補助率） 889百万円（定額、1／2以内）

「重要野菜」とは、野菜法に基づく指定野菜のうち①生産量・流通量が多いこと、②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいことから重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。これに準ずる野菜として、春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタスを「調整野菜」としている。

【平成 27 年度】

契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。

このため、以下の3タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

2. 事業の概要

(1) 収入補填タイプ

生産者等と実需者等が契約を締結し、契約締結後に天候等のやむを得ない事由で当該契約が変更されたことにより、当初見込んでいた収入が得られなかった場合に、その変更が当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に交付金を交付する。

(2) 出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結後、卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合に、当該契約に沿って出荷した数量に応じて当該生産者等に交付金を交付する。

(3) 中間事業者タイプ

中間事業者等が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス（指定野菜 14 品目）

4. 事業実施主体

(1) 収入補填タイプ及び出荷促進タイプ

ア 対象品目を生産する者

イ アの者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は事業協同組合若しくは協同組合連合会

ウ その他アの者が構成員となっている団体

(2) 数量確保タイプ

中間事業者（(1)のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者販売することを業とする者）

5. 所要額（補助率）

459百万円（定額）

【平成 27 年度】

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜の需要が野菜の需要全体の過半を占め、国産の加工・業務用野菜の安定供給体制の整備が課題となる中、近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となり、再び加工・業務用野菜の輸入量が増加する状況になっている。

このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等における加工・業務用への作付転換や、異常気象や連作障害に対処するため、作柄安定技術等の導入を推進し、加工・業務用野菜の安定的な生産及び供給の確保を図る。

2. 事業の内容

(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

実需者と契約を結び、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する産地に、取組面積に応じて3年間面積払により支援する。

① 対象品目（7品目）

かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス

② 助成単価等

7万円／10a（1年目）、5万円／10a（2年目）、3万円／10a（3年目）

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

(1)の事業を効率的かつ円滑に実施するため、事業実施主体が取組に要した経費について補助する。

3. 事業実施主体 2の(1)：農業生産法人、農協連合会、農協等

2の(2)：野菜価格安定法人

4. 事業実施期間 3年間（2の(2)は、単年度）

5. 所要額（補助率） 1,584百万円（定額）

うち(1) 1,570百万円（定額）

うち(2) 14百万円（定額）